

**どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務公募型プロポーザル  
企画提案書作成要領**

**1 提出書類**

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	基本的な考え方及び企画提案概要	A 4、1 枚以内	正本 1 部 副本 10 部
2	実施体制、関連業務の実績	A 4、2 枚以内	
3	企画立案に関する提案	A 4、4 枚以内	
4	支援業務に関する提案	A 4 3 枚以内	
5	経費見積書	A 4、2 枚以内	

**2 提出方法**

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

**3 提出期限**

令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時必着

※この期限までに全ての必要書類の提出がない場合、受理することができませんのでご注意ください。

**4 提出先**

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号

高知県庁本庁舎 5 階 高知県観光振興スポーツ部観光政策課内

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

担当：山田、田中

**5 受理の通知**

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話やメール等でお知らせします。

**6 提案書に記述する内容**

別添の「どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を踏まえ、どのように本業務を実施するか記載してください。

**(1) 様式1：基本的な考え方及び企画提案概要**

本提案のねらいやポイント、提案内容の概要を記載してください。

**(2) 様式2：実施体制、関連業務の実績**

ア 実施体制は、チーフ（現場責任者）及びスタッフの配置数、各人の担当業務について記載してください。

イ 関連業務の実績は、本委託業務で配置するチーフについて、直接関与した業務における役割や機関など、本委託業務を行うために有益な実績を有しているということが分かるように具体的に記載してください。

**(3) 様式3：企画立案に関する提案**

※提案いただいた内容は、企画提案力の審査及び今後の参考とさせていただきます。

ア 仕様書4の(2)のウ及びエについて、事業の目的などを踏まえ、「どのような情報」を収集し、「どういった形で情報発信」していくかの提案を具体的に記載してください。

なお、委託者側で別途、公式ホームページ、公式 SNS（Instagram・TikTok・X（旧 Twitter）等）の運用を予定しており、情報発信について記載する際は、これらも活用することを前提としてください。

イ 委託者側で「どっぷり高知旅キャンペーン」を訴求するポスターデザインを、すでに制作しています。その素材をアレンジし、「新聞5段広告サイズのデザイン案」を3種（全5段サイズで県外向け1種。半5段サイズで県外向け1種、県内向け1種）提案してください。サイズは全5段（県外向け）が縦170mm×横380mm、半5段（県外向け）が縦170mm×横189mm、半5段（県内向け）が縦168mm×横188mmとします。なお、露出媒体や訴求対象など、ターゲットを設定し、その広告を掲出することにより期待される効果を具体的に記載してください。

（使用素材）データはプロポーザル参加者へ別途提供します。

ウ その他、誘客促進やメディアへの露出につながると考えられる企画がありましたら記載してください。

**(4) 様式4：支援業務に関する提案**

ア 仕様書4の(1)については、「土佐の豊穰祭での観光PRブース対応」、「スーパーよさこいでの観光PRブース対応」、「その他県内外での観光PRイベント対応」等を想定しています。

このため、県内外イベントでの高知県PRブース対応及び仕様書4の(2)のオの多言語対応について、どのような体制でどういった支援ができるかの提案を記載してください。

イ 仕様書に記載している以外の支援内容などもあれば体制も含め記載してください。

**(5) 様式5：経費見積書**

チーフ及びスタッフの人件費や旅費のほか、事務所の開設（デスク、パソコンのレンタル等）や運営に要する経費（通信費、資料購入費、資料発送費、写真・映像撮影費、レンタカー代等）を含め、業務を遂行するために必要な経費を計上してください。

また、見積額は、全体で 58,685 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内で、その内訳は令和8年度分として 26,950 千円以内、令和9年度分として 31,735 千円以内とし、年度毎に見積書を作成してください。

なお、本業務の事業開始時期は令和8年6月1日以降からとなります。

**7 企画提案にあたっての留意事項**

- (1) 提案は、1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当する時は無効となる場合があります。
  - ア 虚偽の内容又は実現不可能な内容が記載されているもの
  - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 本委託業務の契約及び事業執行にあたっては、プロポーザルで提案された内容等を発注者と受注者が協議のうえ、変更することがあります。